dBで表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

表　（略）

三　（略）

２　（略）

（方向指示器）

第252条の２　（略）

２　（略）

３　二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(4.6.4.3.を除く。)又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

４～６　（略）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.4.　（略）

2.5.　「灯火等」とは、道路を照射する又は他の交通に対し灯光又は反射光を発することを目的として設計された装置であって、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置をいう。

2.5.1.～2.5.31.　（略）

2.5.32.　「脱着式」の灯火等とは、使用しない場合において部分的又は完全に脱着することのできる灯火等をいう。

2.6.～2.41.　（略）

3.　一般規定

3.1.～3.31.　（略）

3.32.　灯火等（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものに限り、脱着式とすることができる。

3.32.1.　灯火等を自動車に取り付けた状態において、当該灯火等が本告示に規定された取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る要件に適合すること。

3.32.2.　灯火等が自動車から取り外されている状態において、その旨を常に運転者席の運転者に表示すること。ただし、ステッカー等で表示する場合にあっては、運行の用に供する場合に灯火等の取付けが必要である旨を表示していればよい。

4.　個別規定

4.1.　走行用前照灯

4.1.1.～4.1.6.　（略）

4.1.7.　電気結線

4.1.7.1.～4.1.7.6.　（略）

4.1.7.7.　走行用前照灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に点滅する構造とすることができる。

4.1.8.・4.1.9.　（略）

表した値及び別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。

表　（略）

三　（略）

２　（略）

（方向指示器）

第252条の２　（略）

２　（略）

３　二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車に備える方向指示器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。

４～６　（略）

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.4.　（略）

2.5.　「灯火等」とは、道路を照射する又は他の交通に対し灯光又は反射光を発することを目的として設計された装置であって、保安基準第32条から第41条の５までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置をいう。

2.5.1.～2.5.31.　（略）

（新設）

2.6.～2.41.　（略）

3.　一般規定

3.1.～3.31.　（略）

（新設）

4.　個別規定

4.1.　走行用前照灯

4.1.1.～4.1.6.　（略）

4.1.7.　電気結線

4.1.7.1.～4.1.7.6.　（略）

（新設）

4.1.8.・4.1.9.　（略）